

完納奨励金交付承認要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例（昭和47年徳島市条例第50号。以下「条例」という。）第60条の規定により、卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため買受人に対して完納奨励金を交付しようとする際の承認について必要な事項を定めるものとする。

(完納奨励金の範囲)

第2条 この要領において完納奨励金とは、次のものをいう。

- (1) 卸売業者が買受人と締結した取引協定による買受代金の期限内の完納奨励のために支出する交付金（以下「歩戻し金」という。）
- (2) 卸売業者が買受人の買受代金支払に関する連帯保証等信用取引制度の維持確立のために支出する交付金（以下「支払保証料」という。）
- (3) 卸売業者が買受人の買受代金の代払い等、代金決済の合理的制度の維持のために支出する交付金（以下「代払制度維持費」という。（事務経費を含む。））
- (4) その他本来買受人の負担すべき費用を卸売業者が代って負担する費用（年間支出限度）

第3条 完納奨励金の年間支出限度は、卸売をした当該年度の総取扱高に対して卸売業者ごとに青果部は1,000分の10以内、水産物部は1,000分の4以内とする。

(交 付 率)

第4条 個々の買受人に対する完納奨励金の配分率は、次のとおりとする。

(1) 青果部

- | | | |
|-----------|-------------|--------------------|
| ア 歩戻し金 | 当該年度の完納奨励金の | 1,000分の6 以内 |
| イ 支払保証料 | 〃 | 完納奨励金の 1,000分の2 以内 |
| ウ 代払制度維持費 | 〃 | 完納奨励金の 1,000分の2 以内 |

(2) 水産物部

- | | | |
|---------|-------------|--------------------|
| ア 歩戻し金 | 当該年度の完納奨励金の | 1,000分の2 以内 |
| イ 支払保証料 | 〃 | 完納奨励金の 1,000分の1 以内 |

ウ 代払制度維持費 // 完納奨励金の 1,000分の1 以内

2 第2条第4号に規定する費用については、当該卸売業者の完納奨励金支出総額が、前条の年間支出限度に満たないときに限り支出できるものとする。

(添付書類)

第5条 条例第60条第2項の規定により、完納奨励金交付承認申請書を提出しようとする卸売業者は、買受人又は買受人が組織する団体との取引協定書を添付しなければならない。

(月例報告)

第6条 卸売業者は、当月分の完納奨励金の交付状況を別記様式第1号の完納奨励金交付状況報告書により翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(定めのない事項等の取扱い)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和48年9月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。